

令和5年第7回半田市議会定例会建設産業委員会委員長報告書

当建設産業委員会に付託された案件については、12月12日は、午前9時30分から、委員会室において、12月15日は、午前9時50分から、議会会議室において、委員全員出席のもと、慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第64号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

戸籍等振り仮名記載事業について、本事業では、戸籍筆頭者からの届け出が必要になるとのことだが、手続きをしない方にはどのように対応する予定か。とに対し、

全ての戸籍筆頭者宛に通知を発送し勧奨を行いますが、それでも手続きがされない場合は、住民基本台帳の登録内容をもとに職権で記載することになります。とのこと。

あいち型産地パワーアップ事業について、事業開始からある程度の期間が経ったが、あまり利用されていないように感じる。当補助金が利用されにくい要因はなにか。とに対し、

当補助金は、補助率が3分の1であるため自己負担の必要があること、生産性向上のための計画を作成する必要があること、また、協議会として申し込む必要があり、個人では申し込みができないことなどが、利用されにくい要因となっていると考えています。とのこと。

公共交通対策事業について、本債務負担行為補正は、国の補助金の内容が変わったことによるとのことだが、どのような変更があったのか。とに対し、

これまでは、地区路線Aごんくるの運行に対して、乗り合いバス事業者が補助対象事業者として補助を受けていましたが、国の補助金要綱の改訂に伴い、令和6年度から、補助対象事業者を半田市地域公共交通会議へ変更し、市へ支払われることになりました。とのこと。

中心市街地活性化事業のうち、創造・連携・実践センターデザイン業務委託料について、本施設のデザインにあたり、地域の意見をどのように反映する予定か。とに対し、

委託先のエリアマネジメント会社が、地域の意見聴取を実施する予定で、地元商店街や学生、中心市街地活性化に取り組むプレイヤーへのヒアリングなどを行うことを考えています。

そこでの意見を参考に、施設の使い方や利用者の動線、それらを踏まえた建物配置、外観・内装のデザインなどを作成します。とのこと。

通行量調査委託料について、事業の実施内容はどのようなか。とに対し、

本事業では、朝 7 時から夜 7 時までの通行量調査を中心市街地エリア内の交差点など 19 か所で実施するもので、歩行者と自転車で移動する方を対象に、年齢・性別等の属性と、「どちらの方向から来て、どの方向に向かったのか」などの調査を、平日と休日の各 1 日実施します。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第 65 号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

繰越明許費のうち、業務内容として、「緊急時の対応策の検討」とあるが、どのような内容を想定しているか。とに対し、

工事の施工段階において、新たに地下埋設物が発見されるなど、想定外のことが起こった場合に、工法変更の検討など、速やかに適切な対応策を決定するための支援をしていただくものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第 66 号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

物件移転補償費について、物件移転の進捗状況はどのようなか。とに対し、

移転対象の建物 77 件のうち、67 件の移転契約が完了しており、進捗率は 87 %です。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第 70 号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第 71 号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

中津排水機場の 1 号ポンプは、設置から何年経過しているか。また、ポンプの更新はどのように実施しているか。とに対し、

中津排水機場の 1 号ポンプは、今年度で設置から 43 年目となります。

ポンプの更新は、目標耐用年数を 40 年とし、定期的な点検、修繕を行いながら実施しています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第 80 号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

条文中に、「コワーキングスペース、レンタルオフィス、交流スペース、その他の施設を置く。」とあるが、記載の内容については設置するのか。とに対し、

条例に記載のあるものは設置する予定です。「その他の施設」としては、カフェ、事務室、会議室などの設置を想定しています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第 8 4 号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

農業振興事業について、補助の上限額を 200 万円とした理由はなにか。とに対し、

国の交付金額と、この度予算計上した事業全体の金額を鑑み、令和 4 年度に実施した同様の事業と同額の上限額としました。とのこと。

キャッシュレス決済ポイント還元事業について、本事業の委託事業者を 1 社に限定した理由はなにか。とに対し、

この度、業務を委託する事業者が、キャッシュレス決済事業者の中でのシェアが最も大きいことと、複数のキャッシュレス決済事業者を利用する場合、新たに 1000 万円以上の経費が必要になる見込みであるためです。とのこと。

以前にも同様の事業を実施しているが、今回、対象店舗を拡大した理由はなにか。とに対し、

前回の事業では、事業者支援として実施しましたが、今回は、事業者支援に加え、市民生活支援のためにも実施するため、利用可能な店舗を拡大することとしました。とのこと。

本事業を実施する中で、予算が不足する場合にはどのように対応するのか。とに対し、

予算が不足する場合は、補正など予算措置を行い、対応する予定です。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第 8 5 号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

今回の条例改正により、今後、市民サービスがどのように変わるのか、現時点で把握している情報はあるか。とに対し、

現時点では、国から詳細な情報が明確には示されていないため、今後具体的な事務の内容が把握できた際には速やかに周知してまいります。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。